

◆山本博士議員

【農業振興地域と農用地区域の見直しについて】

問 農業振興地域と農用地区域の見直しを行なう考えはないか。

答 当町において、優良農地を確保し、農業振興施策を計画的に推進するため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画を策定している。その中で、特に農業振興を図つていく土地を農業振興地域内の農用地として指定している。この農用地区域の土地については、現在、個別編入および個別除外により対応しているところであり、農業振興地域整備計画の見直しをしても、農業振興地域の整備に関する法律により、1筆ごとに個別除外と同様の手続きが必要となる。手続きとしては、農業振興地域の整備に関する法律第10条または第13条に該当することにより、除外が可能となる。

次に、農用地以外の用途に利用することについて具体的な転用計画があり、必要かつ急を要する用途に供されるものと認められ、併せて、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に定める5つの要件を全て満たしている場合は、農用地の除外が認められている。町としても、農用地区域内の土地で、有効活用できていない土地も見受けられるなどを承知しており、個別除外できないか県へ協議することもあるが、なかなか同意を得られていない。10数年間農業振興地域整備計画を見直して

いないので、関係機関と協議調整しが、多額の経費もかかるため、費用対効果等を勘案しながら、計画の見直しの時期を検討したいと考えている。

いるか。

答 これまで防災マップで示している土砂災害危険箇所が523カ所あり、このうち平成29年11月末時点では、340カ所の基礎調査が完了している。

その340カ所のうち145カ所に取り扱いの5点の考え方を示している。このような安全性を確保するためには、捕獲鳥獣の食肉処理加工施設の整備や施設維持管理に多額の費用が必要となる。また、安定的に野生鳥獣害肉を確保することは、狩猟時および運搬時ににおける取り扱いにより、大変難しいと考えられる。

そして、販路を確保するための商品開発、販売・流通経路の確立等が容易ではないことなどを考慮すると、捕獲から加工処理までの一体となつた体制を整備することはリスクが大きいため、現在のところ、町として取り組む考えは持っていない。

また、基礎調査が完了していない残りの183カ所については、平成30年度の調査完了を目指して、現在、調査を実施しているところである。

問 区域の整備計画はあるのか。

答 土砂災害防止法では、土砂災害が発生する恐れがある土地の区域を明らかにし、区域指定を行うことで、「危険の周知」、「警戒避難体制の整備」、「一定の開発の制限による住宅等の新規立地の抑制」等のソフト対策を推進することを目的としている。

整備計画のハード対策については、相当の予算と期間が必要であることから、県では、緊急性、重要性、経済性、採択基準、地元熟度などから検討し、優先順位が高く、地元の協力が得られるところから、これまでどおり、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業を実施することとしている。

◆山崎保議員

【捕獲鳥獣の状況について】  
問 捕獲から加工処理までの一体となつた体制を整備する考えはないか。

答 捕獲鳥獣を食肉として利用するには、安全性の確保、安定供給、販路の確保等が課題となる。安全性の確保では、

【土砂災害防止法に基づく基礎調査結果について】  
問 基礎調査(現地調査)が完了したと聞いているが、町内では何カ所確認して

方々を登録するシルバー人材センターのようないしステムをつくる考えはないか。

答 知識や経験、技術をもつた高齢者は貴重な人材であり、意欲や能力のある高齢者の皆さんのが活躍できる地域社会づくり、環境を整えていくことは、これからの中ちづくりにおいて最も重要なことの一つであり、早急に取り組まなければならぬ課題であると考えている。

現在、県内17市町においてシルバー人材センターが設置されており、当町においても、シルバー人材センターの設立に向けて準備を進めるよう、7月に担当課に指示をするとともに、地域福祉事業の実績があり、社会的信用も厚い町内事業所に対して、セントラル運営主体として協力を依頼し、検討を進めている。だいては、セントラル運営主体として協力を依頼し、検討を進めているところである。

問 捕獲後個体最終処分の状況はどのようないし状況か。また、どのように指導しているか。

答 捕獲鳥獣については、獣友会の方々が町での個体確認終了後に、自己保有等の山林などに埋設しております。町としては、獣友会を通じて、全ての個体を適切に埋設するよう指導している。

問 区域の整備計画はあるのか。

答 土砂災害防止法では、土砂災害が発生する恐れがある土地の区域を明らかにし、区域指定を行うことで、「危険の周知」、「警戒避難体制の整備」、「一定の開発の制限による住宅等の新規立地の抑制」等のソフト対策を推進することを目的としている。

整備計画のハード対策については、相当の予算と期間が必要であることから、県では、緊急性、重要性、経済性、採択基準、地元熟度などから検討し、優先順位が高く、地元の協力が得られるところから、これまでどおり、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業を実施することとしている。